

事務連絡
令和4年8月31日

事業主及びご担当者様

東京都家具健康保険組合

健康保険制度の改正について(お知らせ)

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が昨年6月に公布され、これまで傷病手当金の支給日数の通算化や任意継続被保険者に係る改正などが施行されたところですが、下記の事項については、令和4年10月より施行されますので、その改正内容についてお知らせいたします。

【短時間労働者の適用拡大】

短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用範囲が拡大されます。具体的には、事業所の従業員数の要件が「501人以上」から「101人以上」に引き下げられるとともに、雇用の見込み期間の要件が「1年以上」から「2カ月超」に変更となります。

【育児休業期間中の保険料免除要件の見直し】

現在は月末時点で育児休業を取得している場合に限って、その月の保険料が免除されていますが、施行後は現行の取扱いに加えて、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合でもその月の保険料が免除されるようになります。

また、賞与から徴収される保険料は、現在は賞与月の月末時点で育児休業を取得していれば免除されていますが、施行後は1カ月を超えた育児休業取得者のみ免除となります。

※詳細につきましては、別紙「令和4年10月からの制度改正について」をご覧ください。